

株式会社堂島取引所における貴金属に係る限月現金決済先物取引の上場に伴う
「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

I. 改正趣旨

株式会社堂島取引所における貴金属に係る限月現金決済先物取引の上場に伴い、当該取引の清算を行うため、商品取引債務引受業に関する業務方法書等について所要の改正を行う。

II. 改正概要

(1) 最終決済に伴う金銭の授受

- ・当該限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受の取扱いについて定める。

(2) 帳入値段等

- ・当該限月現金決済先物取引の帳入値段の決定方法について定める。

(3) 手数料

- ・当該限月現金決済先物取引の清算手数料について定める。
清算手数料(取引/最終決済) : 9円/金 52円、銀 51円、白金 68円

(備考)

- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書第61条

- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い第15条

- ・商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表

III. 施行日

1. 2026年7月21日から施行する。
2. 前1. にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。

以上

堂島取引所における貴金属に係る限月現金決済先物取引の上場に伴う
「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

目次

(ページ)

1	商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表	1
2	商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表	3
3	商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	6

商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)</p> <p>第61条 <u>第3条各号に掲げる市場(同条第5号に掲げる市場を除く。)</u>において取引される限月現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限月制の現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(指定市場開設者が定める最終決済をいう。以下同じ。)において、最終決済価格(指定市場開設者が定める最終決済価格をいう。以下同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が限月現金決済先物取引に関し定める取引最終日(電力年度物取引にあつては、指定市場開設者が定めるカスケーディング後の取引最終日)をいう。以下同じ。)の帳入値段とを比較して差が生じたときは、清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済日(指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引における最終決済日をいう。以下同じ。)の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。</p> <p><u>2 第3条第5号に掲げる市場において取引される限月現金決済先物取引における最終決済において、最終決済価格と取引最終日の前日の帳入値段とを比較して差が生じたときは、清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済日の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>(限月現金決済先物取引の最終決済に伴う金銭の授受)</p> <p>第61条 限月現金決済先物取引(指定市場開設者が定める限月制の現金決済先物取引をいう。以下同じ。)における最終決済(指定市場開設者が定める最終決済をいう。)において、最終決済価格(指定市場開設者が定める最終決済価格をいう。以下同じ。)と取引最終日(指定市場開設者が限月現金決済先物取引に関し定める取引最終日(電力年度物取引にあつては、指定市場開設者が定めるカスケーディング後の取引最終日)をいう。)の帳入値段とを比較して差が生じたときは、清算参加者はその差に相当する金銭を最終決済日(指定市場開設者が定める限月現金決済先物取引における最終決済日をいう。)の翌日において、当社との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午前11時までに、金銭を受領する清算参加者は、当該金銭の授受を行う日の午後1時に、金銭を支払い又は受領しなければならない。</p> <p>(新設)</p>

- 1 この改正規定は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(帳入値段等)</p> <p>第15条 業務方法書第57条に規定する当社が定める帳入値段等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1) 業務方法書第3条第1号及び第2号に掲げる市場</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 現金決済先物取引</p> <p>指定市場開設者が定める個別競争売買により成立した<u>一</u>の計算区域の最終約定値段(ストラテジー取引によるものを除く。)とし、当該計算区域において約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(各限月取引の開始日にあつては、当該限月取引に取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段)とする。</p> <p>(2) 業務方法書第3条第3号及び第4号に掲げる市場</p> <p>a <u>一</u>の計算区域の午後1時45分から日中立会終了までの間(納会日における当月限にあつては、日中立会の間)における加重平均値段(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段)とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段)とする。</p> <p>b (略)</p> <p>(3) 業務方法書第3条第5号に掲げる市場</p> <p>a <u>限日現金決済先物取引</u></p> <p><u>指定市場開設者が定める理論現物価格と</u></p>	<p>(帳入値段等)</p> <p>第15条 業務方法書第57条に規定する当社が定める帳入値段等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、当社が当該各号に定めるところによることが適当でないと認める場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(1) 業務方法書第3条第1号及び第2号に掲げる市場</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 現金決済先物取引</p> <p>指定市場開設者が定める個別競争売買により成立した<u>1</u>の計算区域の最終約定値段(ストラテジー取引によるものを除く。)とし、当該計算区域において約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(各限月取引の開始日にあつては、当該限月取引に取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段)とする。</p> <p>(2) 業務方法書第3条第3号及び第4号に掲げる市場</p> <p>a <u>1</u>の計算区域の午後1時45分から日中立会終了までの間(納会日における当月限にあつては、日中立会の間)における加重平均値段(指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段)とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段(当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段)とする。</p> <p>b (略)</p> <p>(3) 業務方法書第3条第5号に掲げる市場</p> <p><u>指定市場開設者が定める理論現物価格とす</u> <u>る。</u></p>

する。

b 限月現金決済先物取引

(a) 一の計算区域の午後3時15分から日中立会終了までの間における加重平均値段（指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段）とする。ただし、当該時間帯において約定値段がない場合には、同一の計算区域における最終約定値段とし、同一の計算区域に約定値段がない場合には、直前計算区域の帳入値段（当該直前区域に帳入値段が存在しない場合には、直近限月に係る帳入値段）とする。

(b) 前(a)の規定による帳入値段が適当でないと当社が認める場合には、次のイ及びロに定めるところにより算出した値段とする。

イ 立会終了時において直前計算区域における帳入値段より低い値段を指定した売注文が存在する場合にあっては、当該売注文のうち最も低い値段を指定した売注文の値段

ロ 立会終了時において直前計算区域における帳入値段より高い値段を指定した買注文が存在する場合にあっては、当該買注文のうち最も高い値段を指定した買注文の値段

(4) 業務方法書第3条第6号に掲げる市場

a 一の計算区域の午後1時45分から日中立会終了までの間（取引最終日における当月限にあっては、日中立会の間）における加重平均数値（指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値）とする。ただし、当該時間帯において約定数値がない場合には、同一の計算区域における最終約定数値とし、同一の計算区域に約定数値がない場合には、直前計算区域の帳入数値（当該直前区域に帳入数値が存在しない場合には、直近限月に係る帳入数

(4) 業務方法書第3条第6号に掲げる市場

a 1の計算区域の午後1時45分から日中立会終了までの間（取引最終日における当月限にあっては、日中立会の間）における加重平均数値（指定市場開設者が定める個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値）とする。ただし、当該時間帯において約定数値がない場合には、同一の計算区域における最終約定数値とし、同一の計算区域に約定数値がない場合には、直前計算区域の帳入数値（当該直前区域に帳入数値が存在しない場合には、直近限月に係る帳入数

値)とする。

b (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者との間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年7月21日以後の当社が定める日から施行する。

値)とする。

b (略)

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率				別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。				商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			
清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率	清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
(略)				(略)			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第2号に掲げる現金決済先物取引	(略)	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注2）について、1取引単位につき 9円 (注3)	商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第2号に掲げる現金決済先物取引	(略)	最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、1取引単位につき 金52円 銀51円 白金68円
(略)				(略)			
(注1)～(注3) (略)				(注1)～(注3) (略)			
付 則							
1 この改正規定は、令和8年7月21日から施行する。							
2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定							

を適用することが適当でないとして当社が認める場合には、令和8年7月21日以後の当社が定める日から施行する。